



国土交通省

東北運輸局青森運輸支局
プレスリリース

《発表記者会：青森県政記者会》

平成30年1月5日
国土交通省 東北運輸局 青森運輸支局

岩手県九戸郡洋野町の一般貸切旅客自動車 運送事業者に対する輸送施設の使用停止の 処分書を交付しました。

平成29年2月28日に東北運輸局青森運輸支局が一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は、下記のとおり行政処分書を交付しましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分書等の交付年月日
交付年月日：平成30年1月5日
2. 行政処分等対象事業者及び営業所
事業者：株式会社 東北都市交通 代表取締役 猪鼻 春雄
(法人番号6400001008062)
岩手県九戸郡洋野町大野第29地割6番地71号
営業所：本社営業所
青森県三戸郡階上町大字赤保内字外平23番地43
3. 行政処分等年月日
平成29年12月25日
4. 行政処分等の概要
 - ①事業用自動車の使用停止処分
 - ・平成30年1月5日から平成30年1月21日まで
(4両×17日間停止)
 - ・平成30年1月5日から平成30年1月22日まで
(4両×18日間停止)
 - ②文書警告
5. 違反の概要
別紙のとおり

がんばろう!東北



《問い合わせ先》
東北運輸局 青森運輸支局 輸送・監査部門
担当：宮嶋、菊池
TEL：017-739-1502

5. 違反の概要

①事業用自動車の使用停止処分

1. 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
- ・乗務員の健康状態を適切に把握していなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)
- ・乗務員台帳の作成を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)
- ・運転者に対する指導及び監督を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
- ・初任運転者及び高齢運転者に対する特別な指導を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
- ・初任運転者及び高齢運転者に対して告示で定める運転適性診断を受診させていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
- ・3ヶ月定期点検整備を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
(道路運送車両法第48条)

②文書警告

1. 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
- ・点呼の規定事項の記録を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
- ・乗務員台帳の規定事項の記載を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)
- ・3ヶ月定期点検整備を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
(道路運送車両法第48条)
- ・整備管理者の変更の届出を行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
(道路運送車両法第52条)
- ・運行管理補助者の選任の届出を行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第68条)